



# 山形県公報

平成18年3月28日(火)  
第1728号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則を廃止する規則.....(税 政 課)...396

山形県県税の滞納処分に関する文書等の様式に関する規則を廃止する規則.....( 同 )... 同

山形県国際交流センター条例施行規則の一部を改正する規則.....(文化振興課)... 同

山形県男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則.....(女性青少年政策室)...397

山形県国民宿舎条例施行規則の一部を改正する規則.....(観光振興課)...398

山形県県民の海・プール条例施行規則の一部を改正する規則.....( 同 )...399

山形県観光情報センター条例施行規則の一部を改正する規則.....( 同 )... 同

山形県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則.....(河川砂防課)... 同

山形県財務規則の一部を改正する規則.....(出 納 局)...402

### 告 示

県議会定例会の閉会.....(財 政 課)... 同

結核予防法による指定医療機関の指定.....(保健薬務課)... 同

県営土地改良事業に係る換地計画の決定.....(最上総合支庁農村整備課)...403

都市計画事業の変更の認可.....(都市計画課)... 同

都市計画事業の変更の認可の告示.....( 同 )... 同

市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧.....( 同 )...404

県道の供用の開始.....(最上総合支庁建設総務課)... 同

同.....(置賜総合支庁西置賜総務建築課)... 同

同.....( 同 )... 同

道路の区域の変更.....(庄内総合支庁建設総務課)...405

県道の供用の開始.....( 同 )... 同

同.....( 同 )... 同

急傾斜地崩壊危険区域の指定.....(河川砂防課)... 同

土砂災害警戒区域の指定.....( 同 )...407

土砂災害特別警戒区域の指定.....( 同 )...409

土砂災害警戒区域の指定.....( 同 )...410

土砂災害特別警戒区域の指定.....( 同 )... 同

土砂災害警戒区域の指定.....( 同 )...411

土砂災害特別警戒区域の指定.....( 同 )... 同

土砂災害警戒区域の指定.....( 同 )...412

土砂災害特別警戒区域の指定.....( 同 )...414

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程.....(出 納 局)...415

### 警察本部関係

#### 告 示

口頭により開示請求を行うことができる個人情報..... 同

企業局関係

規程

県民ゴルフ場管理規程の一部を改正する規程.....416

公 告

財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の公表.....(監査委員)...417

県営住宅入居者の一般公募.....(村山総合支庁建築課)...同

同.....(庄内総合支庁建築課)...420

一般競争入札の公告.....(出納局)...423

警備員指導教育責任者講習の実施.....(公安委員会)...424

正 誤

規 則

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。  
平成18年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第29号

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則を廃止する規則

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則(昭和32年11月県規則第74号)は、  
廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県県税の滞納処分に関する文書等の様式に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成18年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第30号

山形県県税の滞納処分に関する文書等の様式に関する規則を廃止する規則

山形県県税の滞納処分に関する文書等の様式に関する規則(昭和34年12月県規則第104号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県国際交流センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第31号

山形県国際交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

山形県国際交流センター条例施行規則(平成12年12月県規則第130号)の一部を次のように改正する。

第1条中「)の施行」を「。以下「条例」という。)の施行」に改める。

第2条の見出しを「(開館時間)」に改め、同条中「利用時間は」を「開館時間は、条例第2条の規定により指定  
管理者が管理を行う場合を除き」に改める。

第3条中「次」を「条例第2条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き、次」に改め、同条第3号を次  
のように改める。

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

山形県男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第32号

山形県男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則

山形県男女共同参画センター条例施行規則(平成13年3月県規則第32号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(開館時間)」に改め、同条中「利用時間は」を「開館時間は、条例第7条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き」に改める。

第3条中「次」を「条例第7条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き、次」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する文化の日である場合を除く。)及び毎月の第3日曜日

第4条中「施設」を「学習室等」に、「者は」を「者は、条例第7条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き」に改める。

第6条中「施設」を「学習室等」に、「第4条」を「第4条(条例第9条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(使用料の額)

第7条 条例第5条第1項の規定により徴収する学習室等に係る使用料の額で知事が定めるものは、別表のとおりとする。

(使用料の免除)

第8条 条例第5条第2項の規定による使用料の免除を受けようとする者は、別記様式第3号による申請書を知事に提出しなければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表

| 名 称       | 単 位      | 使 用 料 の 額 |
|-----------|----------|-----------|
| 学習室       | 1室1時間当たり | 580円      |
| 保育設備付き学習室 | 1室1時間当たり | 240円      |

備考

- 1 使用者が入場料金(いずれの名義であるかを問わず、入場者から領収する入場の対価をいう。以下同じ。)を領収する場合において、入場料金の額が1,000円を越え3,000円以下のときはこの表に掲げる額の2倍に相当する額、入場料金の額が3,000円を越えるときはこの表に掲げる額の2.2倍に相当する額とする。
- 2 使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっても、1,000円を越え3,000円以下の入場料金を領収するものとみなす。
- 3 準備又は練習のため学習室等を使用する場合は、この表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。
- 4 保育設備付き学習室について、使用者が条例第2条第3項第1号に該当し許可を受けた場合は、無料とする。

別記様式第1号中「施設の」を「学習室等の」に、「施設名」を「学習室名」に改める。

別記様式第2号中「施設名」を「学習室名」に、「施設の」を「学習室等の」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第3号

年 月 日

山形県知事 殿

申請者

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

印

(使用責任者氏名

電話番号

)

山形県男女共同参画センター使用料免除申請書

山形県男女共同参画センター条例第5条第2項の規定により、次のとおり学習室等の使用料の免除を申請します。

| 使用目的      | 使用人数       | 人              |
|-----------|------------|----------------|
| 学習室名      | 使用日時       |                |
|           | 年 月 日( 曜日) | 時 分から<br>時 分まで |
|           | 年 月 日( 曜日) | 時 分から<br>時 分まで |
| 免除を申請する理由 |            |                |
| 備考        |            |                |

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

山形県国民宿舎条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第33号

山形県国民宿舎条例施行規則の一部を改正する規則

山形県国民宿舎条例施行規則(平成5年3月県規則第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「)の施行」を「。以下「条例」という。)の施行」に改める。

第2条中「次」を「条例第4条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き、次」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

山形県民の海・プール条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第34号

山形県民の海・プール条例施行規則の一部を改正する規則

山形県民の海・プール条例施行規則（平成12年4月県規則第97号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次」を「条例第4条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き、次」に改める。

第3条第1項中「休館日は」を「休館日は、条例第4条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き」に、「火曜日が休日であるときは、その翌日」を「その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日」に改める。

第4条及び別表を削る。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

山形県観光情報センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第35号

山形県観光情報センター条例施行規則の一部を改正する規則

山形県観光情報センター条例施行規則（平成12年12月県規則第142号）の一部を次のように改正する。

第1条中「）の施行」を「。以下「条例」という。）の施行」に改める。

第2条中「利用時間は」を「利用時間は、条例第2条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き」に改める。

第3条中「知事は」を「知事は、条例第2条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

山形県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第36号

山形県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行に関する規則（平成16年10月県規則第62号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別記様式」を「別記様式第1号」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（特定開発行為変更許可申請書）

第3条 法第16条第2項に規定する申請書は、特定開発行為変更許可申請書（別記様式第2号）によるものとする。

2 前項の申請書には、法第10条第2項の規定により添付した図書のうち、特定開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

（変更の届出）

第4条 法第16条第3項の規定による届出は、特定開発行為変更届出書（別記様式第3号）により行うものとする。

2 法第9条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事等の完了の公告があるまでの間に、その住所又は氏名（法人にあっては、名称又は代表者の氏名）に変更があった場合は、速やかに、住所等変更届出書（別記様式第4号）に知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

別記様式（第2条関係）を別記様式第1号とし、同様式の次に次の3様式を加える。

様式第2号

特定開発行為変更許可申請書

|                                                                                     |                          |                           |     |
|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|---------------------------|-----|
| 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第16条第1項の規定により、特定開発行為の変更の許可を申請します。<br>年 月 日<br>山形県知事 殿 |                          | 手数料欄                      |     |
| 申請者                                                                                 |                          | 住所<br>氏名又は名称<br>及び代表者氏名 印 |     |
| 1 許可年月日及び許可番号                                                                       | 年 月 日 第 号                |                           |     |
| 2 土砂災害特別警戒区域の名称                                                                     |                          |                           |     |
| 変更事項                                                                                | 3 内容                     | 変更前                       | 変更後 |
|                                                                                     | 4 特定予定建築物の用途             |                           |     |
|                                                                                     | 5 特定予定建築物の敷地の位置          |                           |     |
|                                                                                     | 6 対策工事の概要                |                           |     |
|                                                                                     | 7 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の概要 |                           |     |
| 8 変更の理由                                                                             |                          |                           |     |

- (注) 1 署名した場合は、押印を省略することができます。  
 2 欄は、記入しないでください。

## 様式第3号

## 特 定 開 発 行 為 変 更 届 出 書

年 月 日

山形県知事 殿

届出者 住所

氏名又は名称

印

及び代表者氏名

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第16条第3項の規定により、特定開発行為の変更について届け出ます。

|               |           |
|---------------|-----------|
| 1 許可年月日及び許可番号 | 年 月 日 第 号 |
| 2 変更事項        |           |
| 変 更 前         | 変 更 後     |
|               |           |
| 3 変更の理由       |           |

（注）署名した場合は、押印を省略することができます。

## 様式第4号

## 住 所 等 変 更 届 出 書

年 月 日

山形県知事 殿

届出者 住所

氏名又は名称

印

及び代表者氏名

山形県土砂災害特別警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行に関する規則第4条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

|               |           |
|---------------|-----------|
| 1 許可年月日及び許可番号 | 年 月 日 第 号 |
| 2 変更事項        |           |
| 変 更 前         | 変 更 後     |
|               |           |

（注）署名した場合は、押印を省略することができます。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第37号

山形県財務規則の一部を改正する規則

山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第81条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、支出負担行為の確認を受けるために必要な書類により当該証明等に係る事実が確認できる場合は、この限りでない。

第122条に次の2項を加える。

2 契約担当者は、前項の規定にかかわらず、電子情報処理組織（契約担当者の使用に係る電子計算機と一般競争入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により、入札を行わせることができる。

3 電子情報処理組織を使用する方法により行う一般競争入札の入札（以下「電子入札」という。）は、県が指定する者が発行する電子証明書（以下「電子証明書」という。）を取得し、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して行うものとする。この場合において電子入札に参加しようとする者は、落札にならない場合に還付されるべき入札保証金に係る当該還付に要する経費に相当する金額を別に納付しなければならない。

第122条の2中「一に」を「いずれかに」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 電子入札において、有効な電子証明書を取得せずに契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録したとき。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

**告 示**

山形県告示第241号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により平成18年2月21日招集した山形県議会定例会は、同年3月17日閉会した。

平成18年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県告示第242号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成18年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 所 在 地            | 指 定 年 月 日  |
|-------------------|------------------|------------|
| ファミリークリニック や ざ わ  | 山形市青柳字北柳1544番地の5 | 平成18. 1.16 |
| マルフクあんしん薬局        | 新庄市若葉町13番19号     | 同 1.20     |
| 陣場調剤薬局            | 山形市陣場一丁目9番20号    | 同 1.23     |
| イエロー・グリーン薬局ひがしね店  | 東根市大字東根甲7410番地の3 | 同 2. 1     |
| コスモ調剤薬局吉原店        | 山形市吉原二丁目15番46号   | 同 2.24     |



|        |               |        |
|--------|---------------|--------|
| のぞみ診療所 | 酒田市中町三丁目4番12号 | 同 3. 1 |
| なかまち薬局 | 同 4番16号       | 同      |

## 山形県告示第243号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営野中地区土地改良事業に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年3月28日

山形県知事 齋藤 弘

## 1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

## 2 縦覧に供する場所

新庄市役所

鮭川村役場

## 3 縦覧に供する期間

平成18年3月29日から同年4月25日まで

## 4 その他

この決定に不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

この処分については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てに対する決定に対してのみ、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

## 山形県告示第244号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成18年3月28日

山形県知事 齋藤 弘

## 1 施行者の名称

山形市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 山形広域都市計画下水道事業

(2) 名称 山形市公共下水道(単独公共下水道)

## 3 変更内容

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

## 4 事業施行期間

昭和36年12月1日から平成23年3月31日まで

## 山形県告示第245号

次のとおり都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

平成18年3月28日

山形県知事 齋藤 弘

## 1 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 寒河江都市計画道路事業

(2) 名称 3・4・11号柴橋日田線

## 2 施行者の名称

## 山形県

## 3 事業所の所在地

山形市松波二丁目8番1号

## 4 事業地の所在

(1) 収用の部分 平成14年東北地方整備局告示第138号の事業地のうち、寒河江市本町三丁目及び八幡町地内において、事業地を変更する。

(2) 使用の部分 なし

## 5 告示年月日及び番号

平成18年3月17日 東北地方整備局告示第59号

## 山形県告示第246号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき天童市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成18年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 変更に係る都市計画の種類及び名称

(1) 種類 山形広域都市計画下水道

(2) 名称 天童公共下水道

## 2 縦覧の場所

土木部都市計画課

## 山形県告示第247号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成18年3月28日から同年4月10日まで縦覧に供する。

平成18年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

1 路線名 曲川新庄線

2 供用開始の区間 新庄市金沢字吉袋845番1から  
同 850番まで

3 供用開始の期日 平成18年3月28日

## 山形県告示第248号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成18年3月28日から同年4月10日まで縦覧に供する。

平成18年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

1 路線名 長井大江線

2 供用開始の区間 西置賜郡白鷹町大字鮎貝字八幡沢二1505番1から  
同 字神明二2478番1まで

3 供用開始の期日 平成18年3月28日

## 山形県告示第249号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成18年3月28日から同年4月10日まで縦覧に供する。

平成18年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 長井白鷹線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡白鷹町大字鮎貝字神明二2482番2から  
同 字檀廻2561番1まで
- 3 供用開始の期日 平成18年3月28日

山形県告示第250号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成18年3月28日から同年4月10日まで縦覧に供する。

平成18年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 庄内空港立川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長     |
|------------------------------------|------|-----------------------|---------|
| 東田川郡庄内町狩川字北大西27番2から<br>同 字相見34番1まで | 旧    | 16.0メートル<br>?<br>12.1 | 720メートル |
| 同 上                                | 新    | 24.8メートル<br>?<br>14.3 | 同 上     |

山形県告示第251号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成18年3月28日から同年4月10日まで縦覧に供する。

平成18年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 東沼長沼余目線
- 2 供用開始の区間 東田川郡三川町大字東沼字沖263番から  
同 大字東沼字村岸423番1まで
- 3 供用開始の期日 平成18年3月28日

山形県告示第252号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成18年3月28日から同年4月10日まで縦覧に供する。

平成18年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 余目加茂線
- 2 供用開始の区間 東田川郡三川町大字東沼字村岸448番から  
同 字沖265番まで
- 3 供用開始の期日 平成18年3月28日

山形県告示第253号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、土木部河川砂防課及び当該区域を所管する総合支庁建設部において縦覧に供する。

平成18年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 (1) 区域の名称 平岡下

## (2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡市  | 町村   | 大字 | 字   | 地番        | 標柱番号 |
|-----|------|----|-----|-----------|------|
| 最上郡 | 真室川町 | 平岡 | 平岡  | 161       | 1号   |
|     |      |    | 家ノ浦 | 915 - 3   | 2号   |
|     |      |    |     | 932 - 3   | 3号   |
|     |      |    |     | 917 - 2   | 4号   |
|     |      |    |     | 935 - 1   | 5号   |
|     |      |    |     | 914 - 1   | 6号   |
|     |      |    | 平岡  | 152 - 7   | 7号   |
|     |      |    |     | 158 - 1地先 | 8号   |
|     |      |    |     | 179       | 9号   |
|     |      |    |     | 160 - 2   | 10号  |

## 2 (1) 区域の名称 神原

## (2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から6号までを順次結んだ線及び標柱1号と6号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡市  | 町村 | 大字  | 字     | 地番       | 標柱番号   |
|-----|----|-----|-------|----------|--------|
| 米沢市 |    | 口田沢 | 長坂    | 2790 - 7 | 1号     |
|     |    | 神原  | 須田屋敷一 | 377 - 2  | 2号     |
|     |    |     | 勘内浦   | 339 - 18 | 3号     |
|     |    |     |       | 311      | 4号     |
|     |    | 口田沢 | 赤坂下   | 2758     | 5号及び6号 |

## 3 (1) 区域の名称 家ノ前

## (2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から28号までを順次結んだ線及び標柱1号と28号を結んだ線に囲まれた土地の区域(保安林を除く。)

| 郡市  | 町村 | 大字  | 字   | 地番      | 標柱番号     |
|-----|----|-----|-----|---------|----------|
| 酒田市 |    | 北青沢 | 家ノ前 | 290-1地先 | 1号       |
|     |    |     |     | 56-1    | 2号及び3号   |
|     |    |     |     | 55-1    | 4号       |
|     |    |     |     | 54-1    | 5号及び6号   |
|     |    |     |     | 220     | 7号及び8号   |
|     |    |     |     | 218-1   | 9号       |
|     |    |     |     | 217     | 10号      |
|     |    |     |     | 215-1   | 11号及び19号 |
|     |    |     |     | 184-1   | 12号から15号 |
|     |    |     |     | 325地先   | 16号      |
|     |    |     |     | 183-1   | 17号      |
|     |    |     |     | 186     | 18号      |
|     |    |     |     | 71-1    | 20号及び21号 |
|     |    |     |     | 66-2    | 22号      |
|     |    |     |     | 67      | 23号      |
|     |    |     |     | 62-1    | 24号及び25号 |
|     |    |     |     | 61-1    | 26号      |
|     |    |     |     | 93-2    | 27号      |
|     |    |     |     | 36-2地先  | 28号      |

## 山形県告示第254号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成18年3月28日

山形県知事 齋藤 弘

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 大門沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 大門川         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 中生居沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| ココロ沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 下生居沢1       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 菖蒲沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 生居川 - 1     | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 生居川 - 2     | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 宮生沢1        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 宮生沢2        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| カラ沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 下生居沢2       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 上垂尻沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| ウサギ沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 一ノ沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 菖蒲沢1        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 宮脇1         | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 中生居1        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 大門1         | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 宮脇2         | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 中生居2        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 上生居         | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 菖蒲1         | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |

|     |          |         |
|-----|----------|---------|
| 菖蒲2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大門2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに上市市役所において縦覧に供する。

山形県告示第255号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成18年3月28日

山形県知事 齋藤 弘

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 大門沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 大門川           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 下生居沢1         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 菖蒲沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 生居川-1         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 生居川-2         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 宮生沢1          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 宮生沢2          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 下生居沢2         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 上垂尻沢          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| ウサギ沢          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 一ノ沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 宮脇1           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 中生居1          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 大門1           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 宮脇2           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 中生居2          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

|     |          |         |
|-----|----------|---------|
| 上生居 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 菖蒲1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 菖蒲2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大門2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに上市市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第256号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成18年3月28日

山形県知事 齋藤 弘

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 上芦沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 若クルマ沢       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 出口沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 山下沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| ナベヤキ沢       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに朝日町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第257号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成18年3月28日

山形県知事 齋藤 弘

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 上芦沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 若クルマ沢         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 出口沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| ナベヤキ沢         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに朝日町役場に



において縦覧に供する。

山形県告示第258号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成18年3月28日

山形県知事 齋藤 弘

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 金沢          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 屋八野 - 1     | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 屋八野 - 2     | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 萩野沢 - 1     | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 萩野沢 - 2     | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 北ノ沢 - 1     | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 北ノ沢 - 2     | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 塩ノ畑沢 - 1    | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 塩ノ畑沢 - 2    | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 釜ノ沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 新田沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 米沢川         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 磯ヶ沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに白鷹町役場において縦覧に供する。

山形県告示第259号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成18年3月28日

山形県知事 齋藤 弘

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 金沢            | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 屋八野 - 1       | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |

|          |          |     |
|----------|----------|-----|
| 屋八野 - 2  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 萩野沢 - 1  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 萩野沢 - 2  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 北ノ沢 - 1  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 北ノ沢 - 2  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 塩ノ畑沢 - 1 | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 塩ノ畑沢 - 2 | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 釜ノ沢      | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 新田沢      | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 米沢川      | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 磯ヶ沢      | 別紙図面のとおり | 土石流 |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに白鷹町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第260号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成18年3月28日

山形県知事 齋藤 弘

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 万年入         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| ニッ屋         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 岡山沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 新山沢 - 1     | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 楯下 1        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 楯下 2        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 山口 1        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 山口 2        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |

|        |          |         |
|--------|----------|---------|
| 北内1    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 北内2    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 山ノ内1-1 | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 山ノ内1-2 | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 山ノ内2   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 金峰-1   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 金峰-2   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 京崎1    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 京崎2    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 軽井沢    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 新沢田1   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 寺沢3    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 寺沢1    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 寺沢2    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 寺沢4    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 寺沢5    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 村尻     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 切り通し   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 鉾泉     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 仏供沢-1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 仏供沢-2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 水上     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 西側     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに鶴岡市役所において縦覧に供する。

## 山形県告示第261号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成18年3月28日

山形県知事 齋藤 弘

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 万年入           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 二ッ屋           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 岡山沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 新山沢 - 1       | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 山口 1          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 山口 2          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 北内 2          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 山ノ内 1 - 1     | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 山ノ内 1 - 2     | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 金峰 - 1        | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 金峰 - 2        | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 京崎 1          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 京崎 2          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 軽井沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 新沢田 1         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 寺沢 3          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 寺沢 1          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 寺沢 2          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 寺沢 4          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 寺沢 5          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 村尻            | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |

|         |          |         |
|---------|----------|---------|
| 切り通し    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 鉱泉      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 仏供沢 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 仏供沢 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 水上      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 西側      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに鶴岡市役所において縦覧に供する。

山形県告示第262号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第6中 「 " 美畑町11番11号 " 」 を 「 " 美畑町11番17号 " 」 に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

**警 察 本 部 関 係**

告 示

山形県警察本部告示第1号

山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）第15条第1項の規定により、口頭により開示請求を行うことができる個人情報を次のように定め、平成18年4月1日以降に実施する試験等から適用する。

平成18年3月28日

山形県警察本部長 北 尾 憲 治

| 口頭により開示請求を行うことができる個人情報 |                                               | 口頭により開示請求を行うことができる期間 | 口頭により開示請求を行うことができる場所 |
|------------------------|-----------------------------------------------|----------------------|----------------------|
| 事 項                    | 内 容                                           |                      |                      |
| 職員選考試験                 | 総合得点及び順位(第1次試験に係るものにあつては、第1次試験の不合格者に係るものに限る。) | 合格発表の日から1月間          | 警察本部警務部警務課           |
| 技能労務職員選考試験             | 総合得点及び順位                                      | 同                    | 同                    |
| 駐車監視員資格者講習修了考査         | 得点                                            | 合格発表の日               | 当該考査の実施場所            |

|                  |                                                                           |                                      |                                                  |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 技能検定員審査及び教習指導員審査 | 学科審査及び技能審査の審査細目別得点                                                        | 合格発表の日から1月間                          | 警察本部交通部運転免許課                                     |
| 運転免許試験           | 学科試験及び技能試験の得点(技能試験の中止項目に該当して途中で試験を中止した場合には、技能試験の得点に代え、技能試験の中止の判定要素となった項目) | 学科試験にあつては合格発表の日、技能試験にあつては合格発表の日から7日間 | 合格発表の日にあつては当該試験の実施場所、合格発表の日以外の日にあつては警察本部交通部運転免許課 |
| 運転免許再試験          | 同                                                                         | 合格発表の日                               | 警察本部交通部運転免許課                                     |
| 運転免許の限定解除審査      | 技能審査の得点(技能審査の中止項目に該当して途中で審査を中止した場合には、技能審査の中止の判定要素となった項目)                  | 合格発表の日から7日間                          | 同                                                |

## 企業局関係

### 規 程

山形県企業管理規程第4号

県民ゴルフ場管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年3月28日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

県民ゴルフ場管理規程の一部を改正する規程

県民ゴルフ場管理規程（平成10年9月県企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

県民ゴルフ場管理条例施行規程

第1条中「県民ゴルフ場（以下「ゴルフ場」という。）の管理」を「県民ゴルフ場管理条例（平成10年3月県条例第35号。以下「条例」という。）の施行」に改める。

第2条の見出しを「（開場期間等）」に改め、同条中「使用日及び使用時間は」を「開場期間及び開場時間は、山形県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年12月県条例第61号）第2条の2の規定により指定管理者が管理を行う場合（以下「指定管理者が管理を行う場合」という。）を除き」に改める。

第3条第1項を次のように改める。

条例第4条に規定する管理者が定める額は、別表第2のとおりとする。

第3条第2項中「管理者は」を「管理者は、前項の規定にかかわらず」に改める。

第4条中「者は」を「者は、指定管理者が管理を行う場合を除き」に、「ゴルフ場の管理の委託を受けた者」を「管理者」に改める。

第5条から第7条までを削る。

別表第1を次のように改める。

| 開 場 期 間          | 開 場 時 間      |
|------------------|--------------|
| 4月1日から11月30日までの日 | 午前8時から午後5時まで |

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、知事から、平成18年3月7日公表した監査結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成18年3月28日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 佐 | 藤 | 藤 | 彌 |
| 山形県監査委員 | 田 | 辺 | 省 | 二 |
| 山形県監査委員 | 加 | 藤 | 淳 | 二 |
| 山形県監査委員 | 濱 | 田 | 宗 | 一 |

| 監査実施団体名         | 指 摘 事 項                  | 措 置 の 内 容                                             |
|-----------------|--------------------------|-------------------------------------------------------|
| 財団法人山形県<br>消防協会 | 貸借対照表及び収支決算書に適正を欠くものがある。 | 会計処理については、公益法人会計基準及び法人の規定を遵守し、適正に処理するよう引き続き指導してまいります。 |

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成18年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称           | 所在地            | 原形形式 | 構造   | 戸数 | 区分          | 収入が120,000円以下の者 | 家賃             |                |                |                | 敷金     | 備 考          |     |
|--------------|----------------|------|------|----|-------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|--------|--------------|-----|
|              |                |      |      |    |             |                 | 収入が150,000円以下者 | 収入が170,000円以下者 | 収入が190,000円以下者 | 収入が210,000円以下者 |        |              |     |
| 県営五十鈴アパ-ト2号  | 山形市大野目二丁目2-90  | 3K   | 51.2 | 1  | 一般用         | 14,800          | 17,900         | 21,200         | 24,500         | 26,400         | 26,400 | 3月分の家賃に相当する額 |     |
| 同 3号         | 同 2-45         | 同    | 51.2 | 1  | 同           | 14,800          | 17,900         | 21,200         | 24,500         | 26,400         | 26,400 |              |     |
| 同 桜町アパ-ト1号   | 同 桜町四丁目12-16   | 3DK  | 53.4 | 1  | 同           | 18,900          | 22,900         | 27,100         | 31,300         | 36,100         | 41,500 |              |     |
| 同 1号         | 同              | 4DK  | 71.5 | 1  | 同           | 23,100          | 28,000         | 33,200         | 38,300         | 44,200         | 50,800 |              |     |
| 同 東山アパ-ト     | 同 大寺十文字6106    | 1LDK | 53.6 | 1  | 特定目的用(新築専用) | 23,200          | 28,100         | 33,200         | 38,300         | 44,300         | 50,900 |              | 準身可 |
| 同 金生アパ-ト     | 同 金生一丁目13-13   | 3K   | 44.4 | 1  | 一般用         | 10,500          | 12,700         | 14,900         | 14,900         | 14,900         | 14,900 |              | 準身可 |
| 同 薄ッ根アパ-ト1号  | 同 旭町二丁目7-1     | 3DK  | 54.6 | 1  | 同           | 13,300          | 16,200         | 19,100         | 22,100         | 25,500         | 29,300 |              |     |
| 同 長清水アパ-ト7号  | 同 長清水一丁目10-17  | 同    | 70.1 | 1  | 同           | 22,500          | 27,300         | 32,300         | 37,300         | 43,100         | 49,500 |              |     |
| 同 長岡アパ-ト2号   | 同 長岡市中里1-2     | 2DK  | 63.4 | 1  | 特定目的用(新築専用) | 22,900          | 27,800         | 32,900         | 37,900         | 43,800         | 50,300 |              | 準身可 |
| 同 天童駅前アパ-ト1号 | 同 田鶴町四丁目18-17  | 3DK  | 66.5 | 1  | 一般用         | 22,900          | 27,800         | 32,900         | 38,000         | 43,800         | 50,300 |              |     |
| 同 天童南都アパ-ト1号 | 同 南町三丁目18-1    | 3LDK | 79.9 | 1  | 同           | 29,200          | 35,400         | 41,900         | 48,300         | 55,800         | 64,100 |              |     |
| 同 天童南都アパ-ト2号 | 同 18-2         | 同    | 79.9 | 1  | 同           | 29,200          | 34,500         | 41,900         | 48,300         | 55,800         | 64,100 |              |     |
| 同 天童南都アパ-ト5号 | 同 18-5         | 同    | 79.9 | 1  | 同           | 29,800          | 35,800         | 42,400         | 48,900         | 56,500         | 64,900 |              |     |
| 同 近江アパ-ト3号   | 同 東村山郡山辺町近江1-1 | 3DK  | 64.6 | 1  | 同           | 18,800          | 22,800         | 28,900         | 31,100         | 35,900         | 41,200 |              |     |



|                                                             |   |      |   |   |        |        |        |        |        |        |
|-------------------------------------------------------------|---|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 同<br>長崎アパー<br>ト                                             | 同 | 52.8 | 1 | 同 | 16,100 | 19,500 | 23,100 | 25,700 | 30,800 | 35,400 |
| 同<br>在茂アパー<br>ト                                             | 同 | 59.3 | 1 | 同 | 13,300 | 16,200 | 19,100 | 22,100 | 25,500 | 29,300 |
| 東洋山郡中山町<br>大字泉樹8936-<br>296<br>西洋山郡太田町<br>大字藤田半藤田<br>原234-3 |   |      |   |   |        |        |        |        |        |        |

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害(知的障害を除く) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者又は昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた者若しくは18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯又は入居申込みに係る過去1年間(平成16年8月以降の公募)のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成18年4月4日から同月11日まで(月曜日は休館日となります。)(受付時間AM10:00~PM6:00)  
(ただし、郵送の場合は、平成18年4月11日までの消印のあるものに限り有効とする。)
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター

## 5 入居の時期 平成18年6月1日

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成18年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称               | 所在地                 | 原 則  |          | 公 衆<br>戸 数 | 区 分            | 家 賃                                 |                                     |                                     |                                     |                                     | 金 額    | 備 考                                 |                                     |                          |     |
|------------------|---------------------|------|----------|------------|----------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|--------|-------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------|-----|
|                  |                     | 住宅形式 | 坪単価<br>円 |            |                | 収入が<br>12万9000円<br>以下の者             | 収入が13万0000円<br>を超え13万5000円<br>以下の場合 | 収入が13万5000円<br>を超え14万0000円<br>以下の場合 | 収入が14万0000円<br>を超え14万5000円<br>以下の場合 | 収入が14万5000円<br>を超え15万0000円<br>以下の場合 |        |                                     | 収入が15万0000円<br>を超え15万5000円<br>以下の場合 |                          |     |
| 県営こがねアパ<br>ート2号C | 酒田市こがね町<br>一丁目21-11 | 3DK  | 63.9     | 1          | 一般用            | 収入が13万0000円<br>を超え13万5000円<br>以下の場合 | 25,200                              | 収入が13万5000円<br>を超え14万0000円<br>以下の場合 | 29,000                              | 収入が14万0000円<br>を超え14万5000円<br>以下の場合 | 33,600 | 収入が14万5000円<br>を超え15万0000円<br>以下の場合 | 38,500                              | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 |     |
| 同 東果アパ～<br>ート1号A | 同 東果町四丁<br>目15-21   | 同    | 61.0     | 1          | 同              | 収入が13万0000円<br>を超え13万5000円<br>以下の場合 | 25,100                              | 収入が13万5000円<br>を超え14万0000円<br>以下の場合 | 29,000                              | 収入が14万0000円<br>を超え14万5000円<br>以下の場合 | 33,500 | 収入が14万5000円<br>を超え15万0000円<br>以下の場合 | 38,500                              |                          |     |
| 同 萬海アパ<br>ート1号D  | 同 富士見町三<br>丁目2-118  | 同    | 69.2     | 1          | 特定目的用<br>借付対価型 | 収入が13万0000円<br>を超え13万5000円<br>以下の場合 | 32,300                              | 収入が13万5000円<br>を超え14万0000円<br>以下の場合 | 37,300                              | 収入が14万0000円<br>を超え14万5000円<br>以下の場合 | 43,100 | 収入が14万5000円<br>を超え15万0000円<br>以下の場合 | 49,500                              |                          |     |
| 同 萬海アパ<br>ート2号D  | 同                   | 同    | 69.2     | 1          | 一般用            | 収入が13万0000円<br>を超え13万5000円<br>以下の場合 | 32,700                              | 収入が13万5000円<br>を超え14万0000円<br>以下の場合 | 37,800                              | 収入が14万0000円<br>を超え14万5000円<br>以下の場合 | 43,600 | 収入が14万5000円<br>を超え15万0000円<br>以下の場合 | 50,100                              |                          |     |
| 同 新橋アパ<br>ートA    | 同 新橋五丁目<br>5-1      | 2DK  | 53.9     | 1          | 特定目的用<br>借付対価型 | 収入が13万0000円<br>を超え13万5000円<br>以下の場合 | 27,600                              | 収入が13万5000円<br>を超え14万0000円<br>以下の場合 | 28,300                              | 収入が14万0000円<br>を超え14万5000円<br>以下の場合 | 36,800 | 収入が14万5000円<br>を超え15万0000円<br>以下の場合 | 42,200                              |                          | 準身可 |

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。

- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害(知的障害を除く。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

- (ロ) 入居者が60歳以上の者又は昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた者若しくは18歳未満の者である場合

- (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

- (ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯又は入居申込みに係る過去1年間(平成16年8月以降の公募)のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成18年4月5日から同月11日まで(土・日曜日は休館日となります。)(受付時間AM10:00~PM5:00)(ただし、郵送の場合は、平成18年4月11日までの消印のあるものに限り有効とする。)

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 庄内事務所

## 5 入居の時期 平成18年6月1日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、ノート型パソコンの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)
- (2) 日 時 平成18年5月11日(木) 午前10時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 ノート型パソコン 432台
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成18年6月30日(金)
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 総額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 平成18年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成18年1月20日付け県公報第1709号)により公示された資格を有すること。
- (2) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る製造実績又は納入実績があることを証明できること。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフター・サービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (4) 9の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県出納局経理課調達担当 電話番号023(630)2723

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書、仕様書その他必要な書類(以下「仕様書等」という。)を平成18年4月19日(水)午後1時まで提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに当該仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Notebook-sized Personal computer Quantity : 432
- (2) Time-limit for tender : 10:00A.M. May 11, 2006
- (3) Contact point for the notice : Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan  
TEL 023-630-2723

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則(平成17年国家公安委員会規則第18号)附則第2条第1項の規定による警備員指導教育責任者講習(以下「特例措置講習」という。)を次のとおり実施する。

平成18年3月28日

山形県公安委員会  
委員長 鑑 谷 誠 一

## 1 講習の区分

警備業法(昭和47年法律第117号)第2条第1項第1号に規定する警備業務に係る特例措置講習

## 2 講習の期間及び場所

### (1) 期間

平成18年5月2日(火)及び同月8日(月)から同月10日(水)までの4日間

### (2) 場所

山形市東古館123番地 協同の杜JA研修所

## 3 受講対象者

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号。以下「改正法」という。)による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」という。)を有する者であって、現に本特例措置講習に係る警備業務の区分の警備員指導教育責任者として選任されている者

## 4 定員

30人

## 5 受講手続

### (1) 事前申込み

受講希望者は、山形県警察本部の事前申込専用電話により事前申込みを行い、受付番号を取得すること。1回の通話で申し込むことができる人数は1人とし、申込者は原則として受講希望者本人とする。

#### ア 事前申込受付期間

平成18年4月3日(月)から同月7日(金)までの日の午前9時から午後4時まで。ただし、平成18年4月3日(月)の受付にあつては、山形県の区域内に設けられている営業所において選任されている者に限る。

#### イ 事前申込専用電話の電話番号

023(630)2937

#### ウ 事前申込者数が、定員に達したときは、受付期間内であっても事前申込みを締め切る。

### (2) 受講申込書の提出

ア 事前申込みにより受付番号を取得した後、山形県内に居住する者は居住地を管轄する警察署、山形県外に居住する者は山形県内の最寄の警察署に、次に掲げる書類を添付した警備員指導教育責任者講習受講申込書(提出前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付したもの)を直接持参すること。

#### (ア) 旧資格者証の写し

(イ) 警備員指導教育責任者として選任されている者であることを疎明する書面(改正法附則第4条に規定する届出書の写しがある場合は、その写し)

#### イ 提出期間

平成18年4月3日(月)から同月10日(月)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

#### ウ 受講手数料及び納付方法

受講申込書を提出する際に、23,000円に相当する山形県証紙で納付すること。

既納の受講手数料については還付しない。

## 6 その他

(1) 講習は、社団法人山形県警備業協会に委託して実施する。

- (2) 講習の初日は、午前9時10分までに受付を終えること。
- (3) 講習当日は、筆記用具を持参すること。
- (4) 講習終了後、修了考査を行う。
- (5) 本講習についての問い合わせは、山形県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話023(626)0110内線3032)又は山形県内の各警察署に行うこと。

## 正 誤

| 発行年月日     | 県公報<br>番号 | ページ | 行     | 誤           | 正       |
|-----------|-----------|-----|-------|-------------|---------|
| 平成18.3.17 | 第1725号    | 337 | 下から11 | 第11条第2号、第4号 | 第11条第4号 |

平成18年3月28日印刷  
平成18年3月28日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056